



# 移住就農等支援事業 ①移住就農者への住環境整備

## 【対策のポイント】

地域（産地）が県外からの移住就農者に対する住環境の事前準備を支援します。

## 【事業の内容】

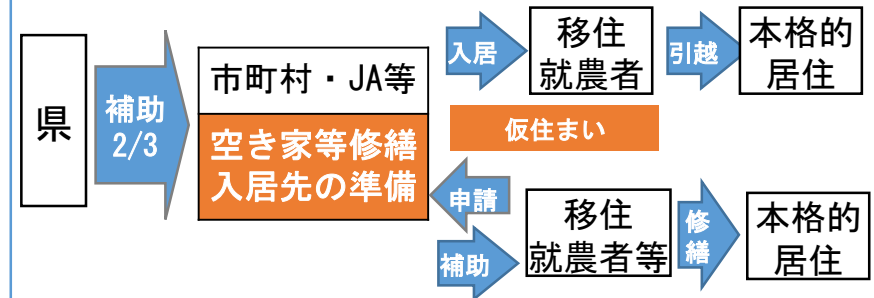
県外からの移住就農者を受け入れるために、地域（産地）が行う空家等の修繕など移住就農者向け住居の準備を支援する。

- ・対象者：市町村、JA、新規就農者受入組織及び個人
  - ・補助内容：住居本体等の修繕、修繕に伴う除却、清掃費、修繕に伴う賃借料等
  - ・補助率：2/3（優先枠※は3/4）
  - ・補助上限：130万円/地域（優先枠※は150万円）
- ※地方への就農・定住・定着を目的とする地域おこし協力隊を募集・受け入れる市町村又は園芸生産拠点

### ・主な交付要件

- 1 移住就農者向けの住環境整備であること
- 2 居住予定の移住就農者がいること  
又は住環境整備後すみやかに募集すること
- 3 修繕等の契約者は事業実施主体  
又は移住就農者であること
- 4 整備後の入居者は移住就農者に限ること
- 5 補助対象とする住居等は事業実施主体が所有する住居等（賃借のために所有するものを除く）又は事業実施主体が整備を行うために賃借する住居等であること

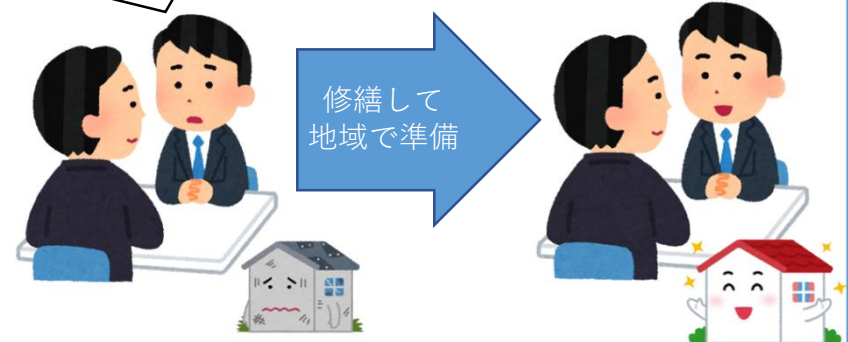
## 【事業の流れ】



## 【事業のイメージ】

環境も良いし、研修も魅力的だけど、住むところがなあ～  
賃貸はあまりないし、空き家修繕は自分持ちでハードル高いなあ～

環境もいいし、住むところも準備してくれて、研修先にも近いここに決めた!!



# 移住就農等支援事業 ②多様な就農者への支援

令和8年3月  
農業担い手課

## 【対策のポイント】

認定新規就農者以外の多様な新規就農者を支援する。

## 【事業の内容】

中高年（50歳以上）や副業（半農半X）などの**多様な新規就農者の就農直後の所得を確保する資金を交付**する。

- 対象者：認定新規就農者以外の新規就農者
- 補助先：市町村
- 補助率：定額
- 補助上限：50万円/人※(世帯)かつ100万円/交付主体※  
※人口に応じて200万円/交付主体
- 主な交付要件
  - 1 新規就農者（独立・自営就農）であること
  - 2 新規就農者育成総合対策を活用していないこと
  - 3 実現性の高い就農計画を作成していること
  - 4 前年の世帯所得が600万円以下であること
  - 5 50歳以上65歳未満の場合は、  
農業従事日数が年間150日以上かつ  
地域計画に位置付けられていること又は  
位置付けられることが確実であること又は  
農地中間管理機構から農地を借り受けていること
  - 6 50歳未満の場合は、  
農業従事日数が年間60日以上かつ  
農産物販売金額50万円以上を目指すこと
- 主な返還要件
  - 1 交付を受けた年度から起算して3年間、同程度の営農を継続しなかった場合

## 【事業の流れ】



## 【事業のイメージ】



## 【対策のポイント】

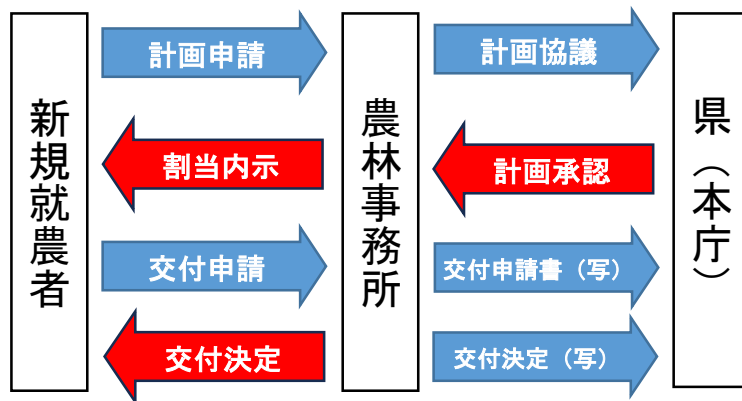
新規就農者の負担となる農業用機械の購入費用を支援する。

## 【事業の内容】

新規就農者の就農初期における費用軽減を図るため、中古農業用機械の購入費用を支援する。

- ・対象者：新規就農者（個人）
- ・補助内容：中古農業用機械の購入額の一部を補助
- ・補助率：1 / 2
- ・補助上限：50万円
- ・主な交付要件
  - 1 新規就農者（独立・自営就農）であること
  - 2 福島県農業機械商業協同組合の加盟店、またはJA等が経営する農業機械センター、中古センター等から購入すること

## 事業の流れ



## 【事業のイメージ】

### 【現状】

トラクター必要だけど、思った以上に高いなあ  
中古の機械を買う  
余裕もないなあ



### 【支援活用】

中古だけど  
欲しかったトラクター  
が手に入ったよ!!  
作業がはかどり、生産  
力もアップしたよ!



# 移住就農等支援事業 ④就農希望者の就農準備への支援

令和8年3月  
農業担い手課

## 【対策のポイント】

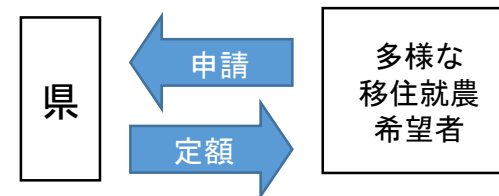
就農希望者が本県で行う就農準備に対する交通費や宿泊費を支援する。

## 【事業の内容】

就農希望者が農業体験や農業者訪問、農地探し、就農を支援する組織との相談等、**本県に訪問して行う就農準備に対する交通費や宿泊費を支援**する。

- ・対象者：県外の新規就農希望者
- ・補助先：上記対象者
- ・補助率：定額
- ・補助額：交通費 5千円～2万円／人  
(居住地により異なる)  
宿泊費 実費(限度額1万円)／人  
※申請者一人につき年1回まで
- ・主な交付要件
  - 1 県外からの移住就農を目指していること
  - 2 65歳未満であること
- ・交付までの流れ
  - 1 出発前に就農活動計画書を作成し県へ提出する
  - 2 県の承認を受ける
  - 3 次のアからウいずれかの就農活動を実施する
    - ア 県が主催する就農イベントに参加する
    - イ 地域の就農担当者を訪問し就農相談する
    - ウ 福島県農業短期大学校が主催する研修に参加する
  - 4 活動終了後に実績報告書を県に提出する
  - 5 県から補助金が交付される

## 【事業の流れ】



## 【事業のイメージ】

現地に農業体験や農業者宅に訪問し生の声を聞いたり、農地探しをしたいが、何度も行くのは費用がかかるな…。移住や就農後も何かとお金がかかるし、出費は抑えたいな…。

現地に行く交通費や宿泊費の支援を受けられ助かったわ。農業体験や農地探しなど貴重な体験ができたので、これから就農へ向けて具体的に準備を進めよう！

